

新設伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営業務仕様書

1. 業務委託名

新設伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース運営業務

2. 業務の目的

- ①伊根町産農水産品の提供による地産地消の推奨
- ②不足している朝食の提供
- ③地域住民の憩いの場の提供（観光客との交流）

3. 履行期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日

4. 業務内容

(1) 店舗全体について

- ・上記2の目的を達成するため、委託者と連携しながら誠意業務を実施すること。
- ・新設伊根町観光案内所 2 階飲食店スペース（以下、「当施設」という。）の意義を正確に把握し、単に利益を追求するだけでなく、伊根町全体への経済的な波及効果を意識して業務を実施すること。

(2) 店舗形態について

- ・伊根町産農水産品の素材の魅力を広く提供するため、食のジャンルは「和食」とする。
- ・町内及び周辺での宿泊を促進し、地域内滞在時間の延長を図るため、朝食を提供する。
- ・観光客だけでなく、地域住民も気軽に立寄ることができる店舗形態を求める。

(3) 経費負担について

【受託者負担】

- ・当施設水道光熱費
- ・当施設衛生消耗品
- ・当施設通信費

【委託者《（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社伊根地域本部》負担】

- ・当施設警備費（夜間機械警備費、繁忙期の警備員派出費等）
- ・当施設修繕費

※ただし、備付備品、設備、厨房機器の修理は、受託者の負担とする。

備付以外の備品、設備、厨房機器を購入し設置する場合は、委託者に書面で届出た上、承諾後に受託者の負担により購入すること。委託期間終了後は、受託者の負担で撤去すること。また、自然災害によるものを除き、故意または過失によらず内装の修繕は、受託者の負担とする。

※上記にない項目については、委託契約候補者の特定後に委託者と調整。

(4) 報告義務について

- ・毎月 15 日までに、前月の入込客数及び売上等の業務報告について、様式 1 号の通り委託者に報告すること。(様式は委託契約候補者特定後に提示。)
- ・業務報告書は、所定の電子メールアドレスにメール添付にて報告すること。

(5) 利用料について

- ・変動費用の支払いは月額制とし、翌月 20 日までに前月分を所定の口座に振り込むこと。
- ・固定費用の支払いは年額制とし、毎年 3 月 20 日までに当該年度分を一括して所定の口座に振り込むこと。

5. その他

本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、特定された委託契約候補者と委託者との協議により、仕様書を作成し決定する。

本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。